

特別養護老人ホームの入所について

特別養護老人ホームの入所については、入所の必要性の高い方（常時介護が必要で、在宅で介護を受けることが困難等の理由のある方）から入所する仕組みとなっています。

**入所申し込みは、入所の必要性が高くなってから提出
してください。（入所の決定は、申し込みの受付順ではありません。）**

平成27年4月から、入所対象者は、**原則要介護3以上**の方に限定されます。一方で、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由（下記の～）がある要介護1又は2の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められます。

* 特例入所の要件（いずれかに該当又は複数該当）

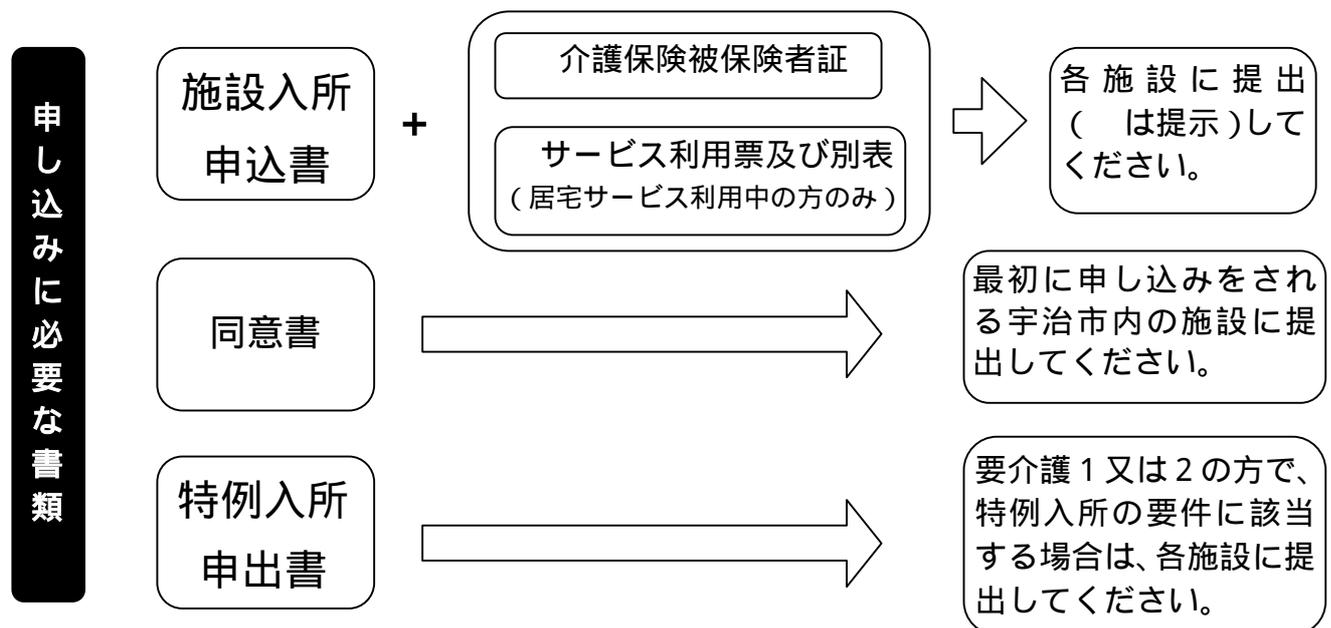
認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること

知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること

家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

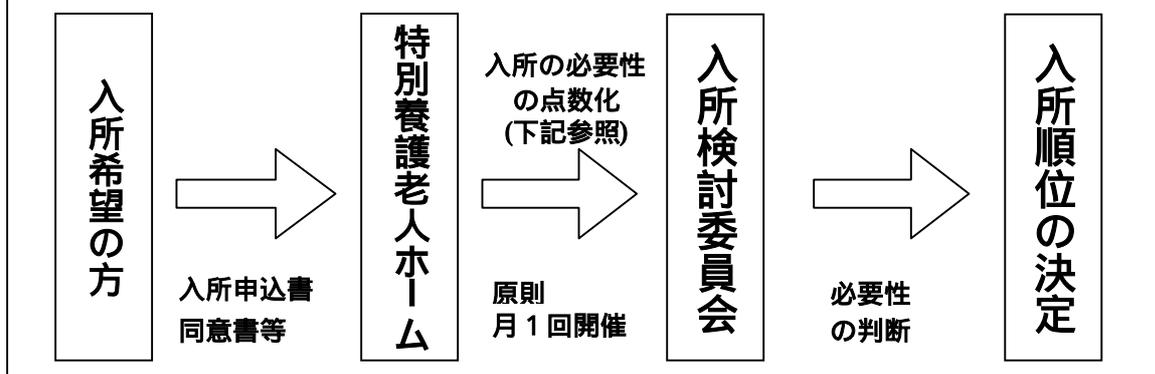
入所申し込み方法

宇治市内の施設へは、各施設や宇治市介護保険課にある「施設入所申込書」及び「同意書」で申し込んでください。要介護1又は2の方で、特例入所の要件に該当する方は、併せて「特例入所申出書」の提出が必要です。



他市町村の施設への申し込みについては、施設に直接お問い合わせください。

特別養護老人ホームの入所申し込みから入所順位の決定まで



入所選考方法の概要(宇治市内の特別養護老人ホームの場合)

入所の対象となる方

要介護3～5と認定された方及び要介護1又は2であって特例入所の要件に該当する方のうち、常時介護が必要で、**在宅で介護を受けることが困難な方**です。

入所決定

施設が設置した委員会（合議制）で入所の必要性が判断されます。

委員会は、施設長、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の関係者で構成され、原則として毎月1回開催されます。

入所の必要性の評価基準

次の項目について点数化され、合計点数の高い順に優先順位が決定されます。

評価基準項目	点数の上限
要介護度・日常生活自立度	40点
居宅サービスの利用状況	10点
介護者の状況 (介護者の有無等)	30点
特記事項 (特に施設入所を考慮すべき状況)	20点

例外的に優先で入所できる場合
長期入院後の再入所の場合
緊急に特別養護老人ホームの入所が必要（事故や災害の発生等の事情により生命身体の安全確保が必要等）であると施設長が判断した場合

入所の辞退について

申し込みをされた方の都合により入所を一時辞退される場合は、その辞退理由によっては、施設の判断により入所順位が繰り下げられる場合があります。

その他(複数の施設に申し込みをした場合)

複数の施設に申し込みをされた方の入所が決定した場合は、申し込みをした他の施設に入所の旨を連絡してください。

心身の状況等（要介護度・家族の状況・居住場所）に変化があった場合

入所申し込みをされた方の状況が、申し込み時の状況と比べて変化があった場合には、必ず施設に連絡して下さい。



直近の委員会において、入所の必要性を再評価されます。

- ・申し込みに関するお問い合わせ・・・各特別養護老人ホーム
- ・全体的なお問い合わせ

宇治市役所 介護保険課 給付係 TEL 0774-22-3141(内線 2342・2343・2344)